

平成26年度第2回山梨県公立大学法人評価委員会 議事概要

- 1 日 時 平成26年7月4日(水)午後2時00～午後5時00分
- 2 場 所 県立大学飯田キャンパス本館2階大会議室
- 3 出席者 委員 川村恒明 長澤利久 久保嶋正子 藤巻秀子
法人 伊藤理事長 伏見副理事長 小田切理事 波木井理事 五味理事 河口理事 澁谷国際政策学部長 吉田人間福祉学部長 流石看護学部長 遠藤看護学研究科長 前澤キャリアサポートセンター長 ほか
事務局 伊藤総務部次長 三井私学文書課長 掛川総括課長補佐ほか

<議題>

(1)平成26年度第1回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要(案)について
審議の結果、各委員から特段の意見なく、案のとおり了承。

<議題>

(2)公立大学法人山梨県立大学の平成25年度業務実績報告書について
法人

資料2の『 - 1 教育に関する目標』について説明

委員

GPAについて伺いたい。GPAの試行的ということではいろいろと取り組みをされているようだが、これは大学によってアレンジが可能なのか。例えばGPAの分母に入れる各評価の点数などは、全大学で統一されていてアレンジできないものなのか。

法人

本来的にはこうした成績評価の基準はグローバルスタンダードで、例えば留学をする学生にも対応できるのが大前提だろう。

ところが一方で、成績評価の結果、一定のレベル以下の学生に対しての履修指導を行い、それでもなおGPAが低迷するようであれば退学勧告をするということが行われるが、それを日本の大学にそのまま当てはめると運用上厳しいところもある。例えばGPAの導入を先行した私立大学の中には、グレードポイントの付け方は原則のままだが、低迷するGPAを取ってもお尻を叩くくらいしかしないという運用をしているところはたくさんある。

それから、昨年度、本学でもFD研修会を行い、f-GPAを導入することを決めた。これは決してスタンダードではないが、国内で少しずつ広まりつつある。

GPAの一つのメリットは、学内でいろいろな選考、例えば奨学金支給者の選考やある資格取得のコースへの選抜だとか、そういう時に学習状況を比較する必要がある、その時の公正な指標としてこのGPAは機能すると考えられる。実際のコンベンショナルなGPAというのは、一見それができているようであるが、実は順位の逆転が起きたりすることが弱点として指摘されている

そういった問題点を改善したf-GPAでは、自分が学生全体の中でどのあたりに位置しているかを正確に把握できることで学生の学習意欲を引き出すことにつながるというメリットがあること

がわかったので、全学的に吟味した結果、導入するなら f-GPA となった。

このように GPA はスタンダードであるべきものだが、なかなかそうはいかない部分もある。我々は 27 年度に GPA を導入するが、そのデータをどのように学内で活用するかについては導入後の検討になる。

委員

GPA の計算の仕方はともかくとして、どういう科目で何点以上の評価だったら進級を認めるなど、運用方法を研究されたということによいか。

法人

f-GPA は素点で計算することとなる。GPA は S・A・B・C・D などのレターグレードをわざわざ点数化してその平均を出すのだが、例えば 71 点も 79 点も B のため、科目がたくさんあると順位の逆転現象が起こる可能性がある。

これだけが理由ではないが、学生の主体的な学習行動を引き起こすための仕組みとして、f-GPA 研究の余地があるということで、f-GPA の導入を決めた。

委員

25 番のところで専門看護師の養成に係る部分で、日本看護系大学協議会のグローバルスタンダードとして 43 単位カリキュラム移行の検討との記載があるが、これに関連して「特定行為のための研修制度」の実施も必要となるが、このことについて検討はなされているのか。

法人

確かに特定行為に関わる看護師の養成として、来年度から研修機関を設定して研修することになるということだが、まだ具体的に法整備がされていないという状況の中でまだ曖昧のところでは検討することは難しいということと、看護師育成のスタンスとしてまずは専門看護師を養成していきながら、将来そういう特定行為に関わるナースの人材育成が必要ということであれば、それも視野にいれて検討していきたい。

委員

今回、臨床薬理学を実施することにしたとのことだが、実習はどちらで行うのか。

遠藤看護学部研究科長

これは実習科目ではなく座学の科目である。専門看護師教育課程では 10 単位くらいが共通科目として設定されているが、新カリキュラムにおいては、臨床薬理学・病態生理学・フィジカルアセスメントと、専門的な知識を強化するという意味で共通科目 B が設定されており、まずその中の一コマということで実施を考えた。

委員

特定行為の専門看護師を 2 年くらいで養成するには実習病院がないとできない。県内の病院に特定行為をする看護師の育成を考えているか確認したところ、県立中央病院が検討していると聞いているが、その場合は実習病院がないと養成できないこととなる。臨床薬理学は座学というこ

となので理解した。

委員

18 ページの特記事項のところ、優秀な本学志願者の確保のため、県内高校との連携のほか、県外について在学生の出身校の訪問などの積極的な取組により、生徒数をしっかり確保できたということだと思う。

現在、各大学における一番の懸念事項は受験者数の減少と言われる中で、優秀な志願者の確保のためには、特色ある取り組み、大学の個性や特色が一番キーになると思うので、ホームページでそうした特色ある取組や個性を周知している効果が現れていると思う。

特に教育内容における特色ある取組を打ち出すことは、優秀な志願者の確保に有効であると思うので、特色ある取組については更に強化していただきたい。

委員

業務実績報告書の記載の方法について、前回の評価委員会で「検討する」という表現は避けていただきたいという意見があったため、この視点で資料を読ませていただくと、確かに「検討する」という表現で目標に対する実績の内容が曖昧になっている。

例えば、13 番の年度計画は「アドミッションポリシーに沿った入試のあり方について検討する」となっているが、実績の記載からすると、年度計画を「あり方を工夫し改善策を明らかにする」と具体的に記載しておいたなら、年度の業務実績が年度計画を達成していると評価できる。

同様に 12 ページの一番上の年度計画に「25 年度入試の出願状況・合格状況について県内外出願動向について分析する」と記載があるが「動向を明らかにし必要な意見交換の場を持つ」などとしておけば、あいまいな表現を避けることができ年度計画が明確になる。

同様に 15 ページ 17 番の年度計画に「SL に関する教育プログラムを平成 26 年度の教育課程に反映させることについて検討する」とあるが「教育課程に反映させる」でいいと思う。

また 3 つ目の年度計画に「実習施設との連携強化を図り、臨床講師を中心に実習指導のあり方について検討する場を作る」は「あり方についての改善策を明らかにする」とすれば、実績が年度計画を達成している。どのような計画を実施するか、もっと明確な表現にしたらよいと感じた。

法人

かなり表現については気を使っているが、例えばカリキュラムの反映は 26 年 4 月 1 日からとなるので、「カリキュラムに反映することを決めた」という書き方しかできず苦労している。

「アドミッションポリシーに沿った入試のあり方について検討する」というのはそもそも年度計画としては書きづらいところだが、中長期的な入試制度のあり方について検討しないと、この少子化の中でどのようにして志願者を確保するか、また大学入試センター試験に到達度テスト導入など試験制度が変化も予想されるので、学部の入試のあり方そのものを根底から考えている。

それを前年度の年度計画の中に書いたが、結果として国際政策学部のように学部の将来像の全体を見直す中で進めたところはかなり具体的な方向性を示したが、看護学部、人間福祉学部においては確かに検討は進んでいない。進められないのはどのような入試になるのかが見えないところもあり、アドミッションポリシーをより意識し、適性のある学生をきちんと確保するためにはどのような入試をすればいいのか、そういう視点での検討をしている。

話がそれたが、御指摘のあったとおり、年度計画はなるべく実績につながるような書き方をし

たい。

法人

入試について国家的に変更が具体的に議論されており、各大学においても入試のありようは非常に大きく変わってくる。学力の基準についても根本的な変更を迫られているため、年度計画の策定に当たっては「検討」としか言いようがない面もある。

委員長

一、二点細かいことで恐縮だが、2番のコースナンバリングの話が以前から検討され続けているが、もうそろそろ具体の形を示していただきたいと思うが、見通しがあれば教えていただきたい。

4番、5番の学生の海外留学については、県の委託学生や私費留學生が増えているのはよいことであり、これからのグローバル化ということを考えると留學生の増加は絶対に不可欠である。

年度計画では「海外留学や海外研修等を促進する」とあるが、これをどのようにして更に増やしていくのか。例えば、学生が行きやすい学習環境を作ることや、経済的な後押しをするなどの取組があるが、その辺のところをどうお考えか。促進措置について教えていただきたい。

法人

留学の促進について、環境整備ということでは大学間交流協定の締結を進めてきた。近々にインドネシア大学との提携を進めるためジャカルタを訪問する予定であり、またアイオア州のコミュニティカレッジと語学研修にかかる提携を進めることとしている。

また経済的な支援については、特に経済困窮が進んでいる中、新たに支援策を作らなければいけないと考えている。それについては次期中期計画で主体的に盛り込んでいくということで進めていきたい。今のところは、留学支援のため、年間2名分100万を予算化したところ。

コースナンバリングについては難問であり、実はコースナンバリングと言わないまでも看護学部と人間福祉学部は免許学部であるので、もうほとんど序列が決まっており階段を上るように教育をしており、事実上コースナンバリングはできていると言っている。ただ、国際政策学部のように多様なコースがあり、下手にナンバリングを打つと大変なことになってしまうため、技術的な問題も含めて簡単にはいかない。

委員長

8番の国家試験の合格状況について各試験で合格率が高いわけだが、社会福祉士は前年よりも少し下がっているのはなぜか。

21番のGPAの27年度からの本格導入ということだが、先ほどまだ活用方法は決まっていなかつたと伺った。どのように活用するかも決まらなかつたと本格導入と言えるのでないか。

41番について学生の実態調査をされたということだが、結果がデータ集に入っているのか。

47番で、経済的困窮者に対する支援について25年度の実績を記載していただいたわけだが、実質的に経済困窮している全学生を救っているのか。前回の評価委員会においても設立団体に対する授業料減免の財政措置について話があり、実績の説明を聞く限り、まだまだ困難な学生が多いのではないかと。もしそうならば、この後の議題にも出てくるが、目的積立金の活用を検討していただきたい。設立団体で予算措置をきちっと行うのが筋だと思うが、同時に法人としてせつか

く目的積立金制度があるので、学生は日々生活し、次々に卒業していくのだからこれを活用して一刻も早く経済困窮している学生は救っていただきたい。

法人

コースナンバリングについては、24年度の当委員会で御指摘をいただき、カリキュラムの見直しに合わせて検討してきた。教養教育においては全科目の再配置を実施した際にいわばカリキュラムマップを作っており、よってナンバリングをしようと思えば簡単にできるが、単なるカテゴリナンバーだけ振っても意味がないということ、専門教育とのつながりや一体化について議論していないことなどから、今後、国際政策学部の科目などどのように連結させてゆくかを議論していきたいと思っている。

人間福祉学部の社会福祉士の合格率の件は人間福祉学部長の方から説明させていただく。

学生の生活学習実態調査については、単純集計の結果はエビデンス資料に入っているが、分析結果は入っていない。3月に集計が完了したため分析は26年度に位置づけている。他の民間企業が行った調査と調査項目が重なっているところが相当あるので、単純集計の結果を全国平均との比較の中で本学の特徴については一応簡単な分析をして先月の教育研究審議会で報告した。少しだけその結果を紹介させていただくと、大学への志望状況に関して言えば、第1、第2志望で入っている学生の割合は全国平均並みで、よって第3志望以下で入っている学生も同様。入学時の満足度は「とても満足している」という学生が全国平均と比べてやや高く、「まあ満足している」の学生も多いため、入学時の満足度は全国平均より高いと思われる。

それから本学に入学する動機の特徴は、入学時のアンケートでも分かっているが、就職につながる学習や資格取得を期待したり、将来の仕事に役立つ力を身に付けたいという考えで入学する学生が約7割近くとなっており、これは看護学部、人間福祉学部の学生の回答率が影響していると思われる。

一方で友人を作り、より人間関係を広げたいと考えている学生が全国では40%に過ぎないのに対し本学では62%いるのも特徴の一つ。それから、社会活動をしたいと言って入ってきている学生も全国平均が17.6%に対して31.9%と高い。

読書や1日あたりの学習時間、予習復習にあてる時間が短い。こうした学習上の課題は既に明らかになっている部分もあるが、より詳細に分析、検討し対策も含めてまた報告をさせていただきたい。

授業料減免については御指摘のとおりであり、半額免除の学生がほとんどであるが、これらの学生の大学の基準に合わせた減免額相当というのは実は全員が全額減免となる。それに対して半額減免しか措置できない、つまり薄く広くでもいいから措置をするという方針を学生厚生委員会の方で決定し、そうせざるを得ない状況になっている。

確かに目的積立金を活用していくという考え方も思うが、役員会等の中ではその点についてまだ議論をしていない。本来的には設置団体に国立大学並みに予算措置をお願いしたいということや、目的積立金を取り崩した場合にほかに使うべきところに制限が出てはまずいことなどから、減免枠を増やしたいのは山々だが現時点では何とも言えないのが実情である。

吉田人間福祉学部長

社会福祉士の国家試験の合格率については、確かに御指摘の通り、近年で一番低い合格率になった。学部の中でこれについていろいろ検討をしたところ、はっきりした要因はわからないが、い

くつか考えられる要因としては、一つは、年度によって実は学生の学習能力に多少差があるということである。もちろん我々はあるレベルに達するように一生懸命教育しているが、今年の3月に卒業した学生は2年次くらいから成績が思わしくないと懸念されたため、いろいろ努力してきたところであった。もう一つは既卒者も社会福祉士の国家試験を受けるときには出身大学の中にカウントされるため受験者数が積み増しとなる。統計を全部取っていないが、既卒者は現場で働きながら勉強しているのでどうしても現役の学生よりも勉強時間等足りず、合格率低下につながっていると考えられる。

今年度はこれを受けて、例年実施している模擬試験の実施のほか、毎日一問問題を出して翌日解答を出すという取組を実施している。また夕方6時以降に講座を開いて個別に支援をするなど、合格のための取組を更に充実させている。

法人

資料2の『 - 2 研究に関する目標』と『 - 3 地域貢献等に関する目標』について説明

委員

82番について、看護学部卒業生の半数が県内就職という計画の達成に向けて、例年50%に近い県内就職率となっているが、県立中央病院への就職が減っていることが気になる。調べてみると、今回19名、昨年18名、その前が23名、その前が24名、その前が29名とだんだん下がっている。学生が1年生から4年生までの4年間、主たる実習病院として学ぶ中央病院に就業しないことが、今回も顕著に表れている。なぜ県立中央病院に就職しないのかは学生が一番よく知っていると思うので、計画には「中央病院との連絡会議を定期的を開催する」とあるので、県立中央病院と連携して理由を明確にしてほしい。そこを解決することによって県立中央病院での就業の増加につながるのではないかと。

法人

県立中央病院への就職者数については手元には正確な数字がないが、助産師を加えて20人だったと記憶している。御指摘のとおり経年的には確かに減少している。このことはよろしくないと思っており、いろんな観点から要因を検討している。県立中央病院とは公式な連絡会議は3回、それ以外に非公式のものを1回実施したが、これに加え今年度から具体的な連携を更に強化していくため、別途、研究科と合同して県立中央病院との連絡会議を積み重ねている。学生が中央病院に就職する割合が減っているということは様々な要因が関与しているので、病院側に努力していただく点、大学の方で学生にきちとした指導すべき点を明確にしていくため、4月から連携を強化していく。

また看護協会のほか、医務課、私学文書課等の会議においてもいろんな御意見をいただき、多方面から分析をしている。

もう一点、4年生で就職がほぼ決定した時点で、学生には大まかに今の職場を決めた理由は何かというアンケートを行った。そのアンケートの結果は、確かに上昇志向やキャリアアップもあるが、「友達が就職するからなんとなく」とか、病院のフィーリングやちょっとした印象などで決めている学生が多い。こうした情報の分析を基にして強力に県内定着率をアップさせるような努

力をしている。

やはりうちの大学は県立であるので、卒業生の大勢が県立中央病院に就職することが大学の発展にもつながるので、これにかかる取組を最優先し、新たな取り組みを始めたところである。

法人

大学としては県内就職率を増やすという知事からの厳命がある。県立中央病院に希望してくれればありがたい。ただ県立中央病院は本学からいえば附属病院のような形になるというところがあり、実習・研修等を主体としてやっていただいているわけだが、それが非常に不利に働いている。実習により裏口部分を学生が見てしまい、いいところも見るが悪いところも見てしまう。その結果もっといいところがあるんじゃないかと思ってしまい、県立中央病院以外のところに就職してしまう。そういう意味で実質的にメリットと同時にデメリットになる。そのデメリットの方をどう減少させるかというのが、これからの特に病院側で心掛けていただきたい点でもある。例えばどういうようなことかという、例えば厳しく働かせていることやパワハラがあることは、学生にとってはうれしくない。つまり学生側から見た外部から見たときの良さというか、そういうところを少し検討していただく必要があると思っており、両方で忌憚のない交流ができればと思っている。

この後、県立中央病院とは来月 4 日に包括協定を締結し、両機関のもう一段密着した状況を作るということで進めていくこととしたので、交流の成果を作りたいと思っている。

委員

56 番の大学 COC 事業により、南アルプス市をはじめいくつか受託されているとのことで、大変注目しており、また内容を勉強したいと思っている。

富士川町においても町の活性化などいくつかの課題があり、自分もいろんな形で関わっているのだが、経産省の助成金申請にかかる議論もなかなか形にならず苦慮しているところである。しかし、今、課題は見えてきたので、一度本格的に、具体的な形で相談をさせていただきたい。

こちらとしても受け皿をしっかり作っておきたい。地域おこしはよそ者、若者、馬鹿者が必要と言われるが、若者の目は欲しい。東地区にショッピングモールができて商店街全体の活性化にはつながっておらず、やるべき課題はたくさんあり、町長も一緒になって問題を抱えているので、また経産省の助成金も新年度から金額が上がるとのことであるので、具体的なプランを作成して取り組んでいきたいと思っているので、富士川町も手を挙げさせていただきたいと思っている。

法人

文科省の指導も大学からテーマを押し付けるのではなくて、地域側から出てくる問題を大学側が受け取りなさいという指導を強く受けている。そういう意味で南アルプス市や甲州市がお金を出して私どもに依頼を出してくる。このように地元側が自らの問題を大学に挙げてくるといふ姿勢を提示していただくと、我々にとっては現実的な課題解決に向けて取り組むことができ非常に有益であるので、そういう形で御指導していただくようお願いしたい。

委員

80 番についてだが、出前授業を城西高校で実施したとあるが、学校を選定した理由と、実習巡

回や実習報告会、教育ボランティアについて何件くらいやっているというデータが資料のどの辺に載っているのか教えていただければ有り難い。

法人

出前授業の件は、この授業は看護短大の時代から既に城西高校との間で行われていた授業をそのまま引き継いで実施しており、四大になったときに人間福祉学部ができたので、看護領域と福祉領域の授業を両学部で 15,6 回が向こうの授業の中に組み込まれている。

選定したのではなくて向こうからの要望がそのままあったということである。

法人

高校に出前するという意味でないが各科目について注文を受け付けており、多くの教員を派遣している。ここには記載はないが、例えば葦崎高校にある学部の教員が行って授業科目も担当するという事も実施している。また高校側から大学に来て授業を受ける一日体験入学が今大変な参加者数となっている。

法人

来週早々だが、西高から 25 名ばかりの生徒が向こうの授業が終わってから、その授業へ参加するという事を行う予定である。最近では高校生が大学で実施される通常の授業を受講するという仕組みについて反響が高く、これは今後増えてくるだろうということが予想される。ただし問題は高校の方の授業があるのに休んでくるというわけにいけないので、本学が通常実施している授業の中にうまく高校の授業を取り込む方法で実施している。なお出前授業は年間 20 回から 30 回は実施している。

法人

実習報告会等のデータについては、エビデンス資料の 80 番の最初のところに実績の資料が添付してある。その後の 2,3 ページが関連した記述となる。

委員長

62 番の研究倫理の問題であるが、年度計画の方は「倫理向上のための研修会を実施する」とあるが、実績欄には「審査した」との記述があり研修会についての記述がないので、研修会の内容を簡単に教えていただきたい。

66 番の研究成果の評価の件であるが、研究の質の向上のために検証委員会を設置されたということで結構なことであるが、検証委員会がどういう方がメンバーで構成されているかということにより、その意味合いは随分変わってくる。ピアレビューで学内の先生方だけで構成されているのか、学外の方も入っているのか、研究者と研究者以外の方はどうなっているのか教えていただきたい。

70 番の授業開放講座のことは前回も指摘事項となった。講座を開放するための事務手続きの問題もあるが、そもそも授業開放講座、科目履修生、聴講生などは、大学に余力があったら社会人にも開放するという従前の発想に基づく仕組みである。今や大学はそういう形ではなく、地域社会に対してもっと門戸を開いて積極的に働きかけようという時代になった。こういう時勢の中で、今までの従来からある仕組みでいいのか。現に 69 番で観光講座という形で実施すると大勢の人が

来場する。あるいは、大学院の看護の方の看護実践センターで受け入れる社会人はしっかりとした目的があって入学しているという実態がある。従来型の授業開放講座もしないよりした方がいいと思うが、社会人の受け入れを積極的に進めようとするためには、こうした従来からの仕組みも思い切って何か組立を変えた方がよいのではないか。PR 方法であるとか事務負担の問題などというところを超えたところで 先ほど申し上げた科目聴講生や科目履修生も含めて考えてはどうか。

83 番で海外に学生を派遣する新しい支援制度を作りながら該当者がいなかったということは、非常に残念である。留学希望者は必ずいるはずなので、ぜひ今年度以降、運用をきちんとしていただきたい。同様に 86 番のトビタテ JAPAN の件だが、今年の 7 月が応募締切となっているとされているが、これ以前に今年度派遣を既に 1 回募集したはずである。確か、全国で 2,000 人近くが応募し 300 人が選抜されたと新聞に掲載されていたが、本学は全く応募しなかったのか。今回の 26 年 7 月に締切となる公募についてしっかりと周知・促進していくということだろうが、いずれにしてもぜひ積極的に活用をしていただきたい。トビタテ JAPAN の応募数・採用数というのは、これから大学の指標の一つになっていくような気がするのでは是非積極的な働きかけをお願いしたい。

法人

まずトビタテ JAPAN の件だが、文部科学省の説明会から大学経由で学生が応募する締切が非常に短期間だった。3 月 17 日に説明があって 4 月 21 日が締切で、300 名募集したはずだが、3 月の後半から 4 月というのはほとんど学生が大学にもいない時期で、それは他の大学も同じかもしれないが、募集もしたがなかなか集まらなかったというのが実態である。

次の募集は 10 月が締切のようなので、ぜひ募集の奨励をしたい。

法人

「外国に行って勉強しなさい」というのは会議室の決議では無理なことで、家族と相談してどこの国へ行くかということを決めなければならない。また受け入れ側の大学も態勢も取らなければならない。このように考えると最初の公募で選ばれた 300 人は、よほど条件が恵まれていたということだろう。

それから本学の外国留学の制度は成績が良くないと認めない制度となっている。現に去年は 20 人ほど候補者がいたが、この条件、つまり成績が抜群にいいという条件を満足していなかったため、対象者がいなかった。多少レベルを上げ過ぎているということはあるかもしれないので、もう少し弾力性を持たせたい。

法人

62 番の研究倫理審査の研修会で研修会というものは実施していないが、看護学部研究対象者の個人情報とか関与があるのが看護学部であるため、これまでも研究倫理審査委員会は看護学部では活発に行われている。新規に採用される先生もいるのでそういう先生を中心に教授会で学部のルール等資料を配り、「このようなルールでやっているのぜひこれに従ってほしい」という方法で指導しているので、実態としては研修会に近い。「研修会」と称したものは実施していないのが実情である。

法人

研修会というレベルではなく、既に現実的なレベルで日常的に倫理の徹底を実施している。そういう意味で新たな事象が現れればそれについて確認し、そうでなければ運用の段階で倫理の徹底を行っている。

また社会人入学についてしっかりやろうと思ったら夜間開放であるとか夏休み冬休みの長期休暇の時の開放、あるいはアメリカなどで行っている早朝開放、そういう仕組みをどう作っていくことになるかと思う。日本の状況をみると大学にいる社会人の数たったの 1.8%、一方欧米は 25%~30%、つまり学生のうちの 30%は 25 歳以上の社会人が入学している。それに対して日本はたったの 2%。それも韓国の 10%との間の 8%も差をつけられて最低レベル。社会環境からするとどうも日本の社会では学歴を蓄えようという意欲がない。需要のほうが我々に対してもっと圧力をかけてくれるような状況にならないといけないと思っている。

そういう意味で看護学研究科についても学生については 100%社会人というようなことがあるので、まずは大学院制度の中で社会人学生のための受け入れを行っていくのが先決だと思っている。相当に無理をしても、看護研究科では、夜間開講、休日開講、土日開講の仕組みを作っていくところからブレイクスルーしていくと思っている。答えにならないが、こうした時代状況という要因あり、山梨県人にどのくらいの学習意欲はあるか分からないが、本学では 3 年前から授業開放を始め、2 単位を 1 万円を提供しているが残念ながら一向に数は増えない状況である。

法人

66 番の検証委員会の件は、昨年度の検証委員会で検討した段階では学内の教員だけだったが、COC 事業では外部評価委員会という制度も設け、外部の方にも来ていただいているので、この検証委員会についても外部の方を含めるか検討したい。

法人

3 年前から地域研究交流センター長に就任し、その時に提案して実現したのが授業開放講座と今回の検証委員会である。評価検討については、プロジェクト研究と共同研究の選定をする委員会が学内に置かれており、委員は学長・学部長・センター長・センターの中の研究部門長という人が集まってそれぞれ採択するかどうかを決めている。研究成果についても同じメンバーで検証するということになっており、採択する時から研究内容の条件や検証する内容を募集の時点で周知し、それに対応して採択してなおかつ同じ基準で評価をしていくこととしている。これまで検討してきた中では外部の方を入れる考えはなかったところであり、今までの経緯をお話しさせていただいた。

法人

資料 2 の『業務運営の改善及び効率化に関する目標』から『その他業務運営に関する目標』について説明

委員長

92 番の地域志向教育改革推進加速事業とはどんな事業か。

法人

COC 事業の認定を受けたが、COC 事業にかかる活動をしている教員は 110 名の教員の内の 2 割 5 分くらい 4 分の 1 くらいとなっている。そのため、まず一つには全学の教員の意識を変えてもらうための取組を各学部で実施させるために予算化をした。もう一つは COC 事業そのものは地域に直接の貢献をとというのではなくて、教育そのものが地域に根差すということがテーマになっている。そういうことで教育改革そのものをしていかなければいけない。そういう方向に向けてきちっと活動を行い、COC 事業が終わった時には大学の教育内容、仕組み、そういったものまで変革をするようにという文科省からの厳命である。それに向けて準備をするような体制を作るようにということで、各学部に総額 3 学部合わせて約 1,000 万の研究費を配分した。これで COC 事業への全体の動きを円滑にさせたい。今の COC 事業そのものの活動は文科省から 5,800 万ほどのお金が入っており、その補助金を使って事業を実施しているが、補助金が届かないものについても予算を回さないと全体が良くならないので、それにかかる経費を法人として支出し、事業を実施しているということになる。

委員長

95 番の教員の業績評価にかかる検討会について、中期計画にある「評価基準・方法の見直しをして給与等への反映」を図るため検討会を開催し、教員業績評価制度についての検討方針や評価項目を検討しており、今期中期計画期間が終了する 3 年の内にそれらの検討結果に基づいて業績評価を給与に反映させることになると理解してよろしいか。

法人

原則としてその通り。

< 議題 >

(3) 公立大学法人山梨県立大学の平成 25 年度財務諸表等について

事務局 (伊藤)

参考資料 6 を使って説明

伏見副理事長

資料 3 ~ 資料 6 を使って説明

委員長

資料 4 の 11 ページの積立金だが、25 年度末で目的積立金の期末残高が 1 億 7200 万円となっている。26 年度の取り崩し予定額はいくらか。

伏見

1 億 1000 万円を予定している。

委員長

COC 関連の地域志向教育改革推進加速事業の経費を入れて 1 億 1000 万円なのか。

法人

そのとおり。

委員長

先ほど学生の授業料減免にかかる目的積立金活用の検討をお願いしたところだが、今報告のあった COC 関連の事業や施設整備も重要だと思うが、現に困っている学生は日々生活に困窮しているわけだから、積立金が貯まったら実施してあげるというのでは間に合わない。よって、その辺のバランスはまさしく学長がとっていただくこととなるのだが、やはり経済状況のことを考えると経済的に困窮している学生への支援のため、目的積立金を更に活用していただけるとありがたいと思っている。

法人

十分承知している。学生への支援ということで、本日の話題には入ってないが県内のある財団からの支援の話が入ってきており、2名の学生に月3万円の奨学金を給付して下さるということで、かねてから交渉をしていたわけだが、ようやくこのたび成約の形となった。間もなく協定書を交わす予定。既に学生への募集は始めている。県から頂いている運営費交付金をどのように運用するかというのは、県から指定された部分は運営費交付金の2%ということでそれをあまり逸脱するわけにもいかなかったため、今まではその線でやってまいった。半額免除だけで目いっぱいという状況であり、委員長が言われるとおりである。その意味からすれば県には是非、次期中期計画期間には全国平均並みの支援をいただけるようお願いしたいと思っている。中期目標期間の期末となってきており、次期の運営交付金の算定につなげていくような動きをとってしかるべきだと思っている。そのため、学内予算から学生支援のための支出をしていくことは十分考えている。

委員

手続きについて教えていただきたい。積立金の当期減少額の4400万円についてはこの委員会で承認するということになるのか。

事務局

目的積立金の取崩しについては特に評価委員会で承認ということは行わない。目的積立金の積立については委員会の方で承認について協議してもらうのだが、既に経営努力が認められて積み立てられた目的積立金であるため、取崩しについては法人が中期計画に定める計画に従って使用している限りは特に意見を出すということはない。

委員

財務諸表全般の承認の中に含まれるというわけでもないということか。

事務局

含まれるということになる。決算の中では、目的積立金を取り崩して活用していれば、財務諸表に反映されることとなるので財務諸表の一部として承認するが、目的積立金を取り崩した結果について承認を行うという意味合いではない。目的積立金を取り崩して何に支出するかは法人に

委ねられている。

今回まず承認していただくのは、昨年度の決算についての承認をしていただくということと、昨年度の決算によって生じた利益剰余金について、今度 26 年度の予算の中で目的積立金に積み立てることについて御承認いただくという形になる。

委員

目的積立金について、取り崩すか取り崩さないかは法人の方針なので委員会は結果論として受け止めればよろしいということか。

事務局

そのとおり。正しい財務の運営が行われていたかどうかという視点で財務諸表を確認していただきたい。

委員長

それでは、次回に財務諸表と利益処分承認にかかる意見について協議することとする。

< 議題 >

(4) 国際政策学部改革の考え方について

澁谷国際政策学部長

資料 7 を使って説明

委員長

大学院との関係を前回伺ったが、今回の大学院は学部の基礎の上で更にレベルの高い問題解決能力を備えた人材を育成することだが、そうすると学部と大学院の一貫でお考えになっているのか。つまり学部の基礎があって学部では行動する国際人、大学院では創造する国際人、これは一貫的なものとして延長線上にあるものなのか、それとも別個のもので、他の大学・学部卒業者もこの大学院で受け入れると考えているのか。育成される人材像というのが非常に近寄っているから素直に読むと一貫の大学院のように思え、そのための大学院であるという印象を受けた。

また大学院を作られるわけだから、あくまでもプロフェッショナルの育成を行うということでやられるのか。それとも新しい分野の研究の推進をするのか、研究者の育成をするのかという点が全く書いてないが、どうお考えになっているのか。

法人

私どもの国際政策学部の今教員が 30 名ほどいるが、この中で基本的には兼務をして大学院の設置を検討している。そういう意味では規模的な意味からいっても、まったく別組織というよりは学部を基礎にして大学院を考えるのが妥当な考え方ではないかと現時点では考えている。その場合に、もちろん学部の特性が議論と地域における実践の場というものの検証と仮説を立てるといったプロセスになると思うので、ある意味、仮に他の学部からこの大学院に来られた方もそういったフィールドを立証研究されるというような場ではいろいろな研究のソースを提供できると思うし、特に私どもは研究者の養成ということも考えなければいけないのだが、社会的なニーズとしては現時点で企業・自治体等で実務経験をされている方が理論の実践の場として山梨県立大学国

際政策学部のフィールドを使って、場合によっては博士論文を書かれるということを想定している。

委員長

ちょっと言い方が悪かったが、カリキュラムとして、学生の側からは一貫教育的なイメージが非常に強いものとなると拝見したのだが、もちろん他学部や社会で活躍している人が大学院に入ってくるのも妨げるものではないが、人材養成の姿を見てみると、学部に入る学生に対してうちの学部に入る時には6年やった方がいいという形で指導していくこととなるのか。

これはかなり大きな要素であり、学生の方から言うと大学及び大学院に6年間通わなければならず、その結果授業料が6年間分かかることとなり大変だということになる。しかし一方で、4年間の学修では不十分で、6年間、場合によって9年間学修することが望ましいということになるのかということだが。

法人

その意味では原則的には6年一貫という形を計画している。定員は6名くらいを考えているが、養成の目標は専門職業人ということであり、研究者を養成するという計画はもっていない。実践的専門職業人の養成ということを目的に教育していきたいと思っている。

事務局

いろいろお考えのようだが、私どもは学部改革をした先に大学院の設置というものがあるのであり、委員長が言われたような部分の議論はまだ深まってないと思っている。

委員長

しかし、学部改革は学部だけが独立してあるわけではなく、むしろ一つのものとして本来学部と大学院がセットであるものを、たまたま本学はその学部しかないということだから、学部改革を考える時には当然大学院のことを含めて考えていただきたい。

いろいろ本学においてあるいは設立団体においても、新しい学部・大学院のあり方について検討しているわけであるので、ぜひこれから前向きに着々と進んでいくことを期待している。

< 議題 >

(5)その他について

事務局

参考資料1により今後の予定について説明

(以上)